諮問庁:外務大臣

諮問日:平成28年3月31日(平成28年(行情)諮問第289号) 答申日:平成28年6月9日(平成28年度(行情)答申第119号)

事件名:「日米防衛協力のための指針」に関して行政文書ファイル等につづられ

た文書の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

次の4文書(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした決定は,妥当である。

文書 1 想定関連文書

文書2 各国報道ぶり

文書 3 対外説明関連文書

文書 4 日米防衛協力のための指針(2015年4月27日)ドラフティング関連文書

## 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年9月30日付け情報公開第01675号により外務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「『日米防衛協力のための指針』(2015年4月27日)に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て \*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」に対し、5文書を特定し、1文書を開示、1文書を部分開示、3文書を不開示とする原処分を行った。

- 2 本件対象文書について
  - 本件対象文書は文書1ないし文書4の4件である。
- 3 不開示とした部分について

- (1)文書1は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、 米国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を 被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損な われるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。
- (2)文書2の不開示部分は、公にしないことを前提とした豪州との協議の 内容に関する記述であって、公にすることにより、豪州との信頼関係が 損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

上記以外の不開示部分は、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されており、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

- (3)文書3は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述、非公開を前提とした米国とのやり取りに関する情報等であり、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号、5号及び6号に該当し、不開示とした。
- (4) 文書4は、非公開を前提とした米国とのやり取りに関する情報等であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼 関係が損なわれるおそれがあるほか、関係事務の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。
- 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」として、原処分の取消しを求めている。

しかしながら、外務省は、上記3のとおり、本件対象文書の不開示該当 事由の有無の精査を行っており、異議申立人の主張には理由がない。

#### 5 結論

上記の論拠に基づき,諮問庁としては,原処分を維持することが適当で あると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成28年3月31日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月15日

審議

④ 同年5月23日

本件対象文書の見分及び審議 審議

⑤ 同年6月7日

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書4の4文書である。

諮問庁は、本件対象文書が法5条3号、5号及び6号に該当するとして 不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見 分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 政府部内で協議・検討した内容等について

文書1は、「日米防衛協力のための指針」についての想定問答の形式でまとめられた文書であり、「日米防衛協力のための指針」に係る様々な論点について政府部内で協議・検討した内容等が記載されている。

当該文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたと ころ、当該文書は「日米防衛協力のための指針」に係る様々な論点につ いて暫定的な考え方を整理したものであるとのことであった。

当該文書は、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、政府部内の当該問題に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法 5 条 5 号に該当し、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2)他国と協議した内容等について

文書2(24枚目本文),文書3及び文書4には,「日米防衛協力のための指針」について他国と協議した内容等が記載されている。

当該文書は、これを公にすることにより、「日米防衛協力のための指針」に関する他国との協議内容等が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 外務省の電信システムに関する情報について

文書 2 (2 4 枚目本文を除く。)の不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- 3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

## (第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久